(四) 協議の促進等
国及び地方公共団体は、国、地方公共団体、当事者等への支援を行う者、地域住民その他の関係者が相互に連携と協働を図ることにより、孤独・孤立対策に関する施策の効果的な推進が図られることに鑑み、これらの者の間における協議の促進その他の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を講ずるよう努めることとした。(第一一条関係)

(五) 人材の確保等
国及び地方公共団体は、当事者等への支援を行う人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるよう努めることとした。(第一二条関係)

(六) 地方公共団体及び当事者等への支援を行う者に対する支援
国は、孤独・孤立対策に関する施策に関し、地方公共団体が実施する施策及び当事者等への支援を行う者が行う孤独・孤立対策に係る活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めることとした。(第一三条関係)

(七) 調査研究の推進
国は、孤独・孤立の状態にある者の実態に関する調査研究その他の孤独・孤立対策に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するよう努めることとした。(第一四条関係)

(八) 孤独・孤立対策地域協議会及び孤独・孤立対策調整機関
孤独・孤立対策地域協議会（以下「協議会」という。）及び孤独・孤立対策調整機関（以下「調整機関」という。）について定めることとした。(第一五条～第一七条関係)

(九) 秘密保持義務
(八)で定めた協議会の事務（調整機関としての事務を含む。以下同じ。）に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないこととした。(第一八条関係)

3 孤独・孤立対策推進本部
(一) 設置
内閣府に、特別の機関として、孤独・孤立対策推進本部（以下「本部」という。）を置くこととした。(第二〇条関係)

(二) 所掌事務等
(1) 本部は、次に掲げる事務をつかさどることとした。(第二一条第一項関係)
イ 孤独・孤立対策重点計画を作成し、及びその実施を推進すること。
ロ イに掲げるもののほか、孤独・孤立対策に関する重要な事項について審議すること。
(2) 本部は、(1)のイに掲げる事務を遂行するため、必要に応じ、地方公共団体、協議会又は関係機関等の意見を聴くこととした。(第二一条第二項関係)

(三) 組織
本部は、孤独・孤立対策推進本部長、孤独・孤立対策推進副本部長及び孤独・孤立対策推進本部員をもって組織することとした。(第二二条関係)

4 罰則
所要の罰則を設けることとした。(第二八条関係)

5 施行期日
この法律は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇国立健康危機管理研究機構法（法律第四六号）
（厚生労働省）

1 総則
(一) 国立健康危機管理研究機構の目的
国立健康危機管理研究機構（以下「機構」という。）は、厚生労働大臣の監督の下に、厚生労働大臣と密接な連携を図りながら、感染症並びにそれ以外の疾患でその適切な医療の確保のために海外における症例の収集その他国際的な調査及び研究を特に必要とするもの（以下「感染症その他の疾患」という。）並びに予防及び医療に係る国際協力に関し、調査、研究、分析及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する高度かつ専門的な医療の提供、人材の養成等を行うとともに、感染症その他の疾患に係る病原体等の検査等及び医薬品等の試験等を行うことにより、国内における感染症のまん延その他の公衆衛生上重大な危害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態の予防及びその拡大の防止並びに国内外の公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とすることとした。(第一条関係)

(二) 法人格等
機構の法人格、事務所等に関し所要の規定を設けることとした。(第二条～第六条関係)

2 役員及び理事会並びに職員
(一) 役員
機構に、役員として、理事長一人、副理事長一人、理事九人以内及び監事二人を置くこととした。ただし、理事のうち四人以上は、非常勤の外部理事（機構の理事長、副理事長、理事（外部理事を除く。）若しくは職員（以下この(一)において「機構の役職員」という。）又は機構の子法人（機構がその経営を支配している法人として厚生労働省令で定めるものをいう。以下この(一)において同じ。）の業務執行取締役若しくは執行役若しくは支配人その他の使用人（以下この(一)において「機構の子法人の業務執行取締役等」という。）でなく、かつ、その就任の前一〇年間機構の役職員又は機構の子法人の業務執行取締役等であったことがないこと等の要件に該当する理事をいう。(三)の(3)において同じ。）でなければならないこととした。(第七条関係)

(二) 理事会
機構に理事会を置くことその他理事会の任務、会議等に関し所要の規定を設けることとした。(第八条及び第九条関係)

(三) 役員の職務及び権限等
(1) 理事長は、機構を代表し、その業務を総理することとした。(第一〇条第一項関係)
(2) 副理事長は、機構を代表し、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行うこととした。(第一〇条第二項関係)
(3) 理事（外部理事を除く。）は、理事長の定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して機構の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行うこととした。(第一〇条第三項関係)
(4) 監事は、機構の業務を監査し、機構が厚生労働大臣に提出しようとする書類の調査等を行うこととした。(第一〇条第四項～第一二項関係)

(四) 役員の任命等
(1) 理事長及び監事は厚生労働大臣が、副理事長及び理事は理事長が厚生労働大臣の認可を受けて、それぞれ任命することとした。(第一一条第一項及び第二項関係)
(2) 理事長の任期は、任命の日から、当該任命の日を含む4の(二)の(1)のイの中期目標の期間の末日までとすることとした。(第一二条第一項関係)
(3) 監事の任期は、任命の日から、対応する理事長の任期の末日を含む事業年度についての5の(一)の財務諸表の承認の日までとすることとした。(第一二条第三項関係)
(4) 副理事長及び理事の任期は、二年とすることとした。(第一二条第四項関係)
(5) 役員の欠格条項、解任等に関し所要の規定を設けることとした。(第一三条～第一六条関係)

(五) 役員及び職員の地位
機構の役員及び職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなすこととした。(第一七条関係)

(六) 役員の報酬等及び職員の給与等
(1) 役員に対する報酬及び退職手当（(2)において「報酬等」という。）は、その役員の業績が考慮されるものでなければならないこととした。(第一八条第一項関係)
(2) 報酬等の支給の基準は、国家公務員の給与及び退職手当（(4)において「給与等」という。）、民間企業の役員の報酬等、機構の業務の実績並びに役員のうち世界最高水準の高度の専門的な知識及び経験を活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事するものについて国際的に卓越した能力を有する人材を確保する必要性その他の事情を考慮して定められなければならないこととした。(第一八条第三項関係)